

多様な他者との関わりの機会の創出事業利用料助成申請書提出のお知らせ

【令和7年度後期(令和7年9月～令和8年3月分)】

1 はじめに

令和5年10月から区内私立幼稚園において、保育所、幼稚園、認定こども園等(以下「保育所等」という。)を利用していない未就園児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中でさまざまな体験や経験を通じて、非認知能力の向上等の健やかな成長を図ることを目的とする「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を開始しました。

本助成制度は、「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を利用する方で一定の要件を満たす方を対象に、その利用料の一部を助成します。

2 助成の対象者と金額

「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を利用するお子様の保護者のうち、板橋区に住所を有する方で、下表に掲げる方。

※令和7年9月より、助成対象者が課税世帯の第1子に拡充されました。(第1子無償化)

助成対象者	助成額※児童1人あたり
生活保護世帯	(日額)3,000円
区市町村民税非課税世帯	(日額)2,400円
区市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	(日額)2,100円
要支援児童等のある世帯	実費負担額
課税世帯(令和7年9月～第1子無償化)	(月額)44,000円

(1)生活保護世帯について

本事業を利用した月の1日現在、生活保護等を受給している場合に当該月の利用料が助成の対象となります。

(2)要保護児童等のある世帯について

要保護児童等とは、児童福祉法第6条の3で規定する「要保護児童」及び「要支援児童」並びに「児童相談所等の関係機関が連携して支援していく必要がある児童」のいる世帯です。

(3)限度額について

助成金は、保護者の方がお支払いした本事業の利用料の金額が上限となります。

3 助成金の申請方法

(1)申請書の記入 記入例を参照のうえ、申請書に必要事項を記入してください。

(2)幼稚園へ提出 申請書を御利用の幼稚園に提出してください。

(3)交付決定通知書の交付 審査後、交付決定通知書を発行します。

(4)利用料金の確認 区が幼稚園に利用実績及び利用料金を確認します。

【提出期限】令和8年3月23日(月)必着

※提出期限を過ぎますと、対象者であっても助成金の交付ができなくなりますので、必ず期限までに御提出ください。

4 添付書類

【生活保護を受給している方】生活保護受給証明書

5 助成金の交付時期

審査の結果、助成金の交付が決定した場合は、5月中旬に御指定の口座に振り込みます。

- 最新情報・申請書のダウンロードはコチラから
- 板橋区ホームページの「ページ番号検索」で「1053762」を検索



【申請・問合せ先】

板橋区教育委員会事務局学務課幼稚園係
173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区役所北館6階 14番窓口
電話 3579-2613